

平成30年度第2回

岡山県発達障害者支援地域協議会・岡山県広域特別支援連携協議会

次 第

日時：平成30年11月27日（火）

13:00～14:30

場所：ピュアリティまきび2階千鳥

1 開 会

2 議 題

(1) 発達障害のある人のトータルライフ支援プロジェクトの実施状況について

(2) 通級による指導について

3 そ の 他

4 閉 会

目 次

○ 委員名簿	1
○ 岡山県発達障害者支援地域協議会設置要綱・岡山県広域特別 支援連携協議会設置要綱	2
○ 岡山県広域特別支援連携協議会及び岡山県発達障害者支援地域 協議会の公開に係る取扱い	5
○ 岡山県かかりつけ医等発達障害対応力向上研修について	7
○ 通級による指導について	21

平成30年度 岡山県発達障害者支援地域協議会委員
兼岡山県広域特別支援連携協議会委員

区 分	氏 名	所 属	摘 要
学 識	小池 将文	川崎医療短期大学学長	
医 療	中島 豊爾	公益社団法人岡山県医師会監事	
関係機関	河本 茂美	おかやま発達障害者支援センター所長	
	徳田 雅子	岡山市発達障害者支援センター所長	
親の会	石原 秀郎	NPO法人岡山県自閉症協会理事長	
保健・福祉	佐藤 昌之	岡山県保健福祉部保健福祉課長	
	山野井 尚美	岡山県保健福祉部健康推進課長	
	渡邊 佳苗	岡山県保健福祉部子ども未来課長	
	森 信二	岡山県保健福祉部子ども家庭課長	
	片山 圭子	岡山県保健福祉部障害福祉課長	
	徳山 雅之	岡山県保健所長会会長	
	山下 富貴子	美作市保健福祉部健康づくり推進課長	
労 働	片山 弘志	岡山労働局職業安定部職業対策課長	
	豊田 和典	岡山県産業労働部労働雇用政策課長	
教 育	石本 康一郎	岡山県教育庁義務教育課長	
	藤岡 隆幸	岡山県教育庁高校教育課長	
	林 栄昭	岡山県教育庁特別支援教育課長	
	片岡 一公	岡山県総合教育センター特別支援教育部長	
	吉田 光宏	岡山県総務部総務学事課長	
学 校	延原 まどか	岡山県特別支援学級設置学校長協会会長	
	佐藤 一法	岡山県特別支援学校長会長	

岡山県発達障害者支援地域協議会設置要綱

(目的)

第1条 発達障害のある人のライフステージを通じた切れ目のない支援体制の整備を図るため、発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第19条の2の規定に基づき、岡山県発達障害者支援地域協議会（以下「地域協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 地域協議会は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 発達障害のある人への早期支援をはじめとするライフステージを通じた支援体制の在り方の検討に関すること
- (2) 発達障害のある人への支援における医療、保健、福祉、教育、労働等の関係分野の連携に関すること
- (3) 発達障害のある人の支援に関わる人材の育成に関すること
- (4) 発達障害への理解の促進に関すること
- (5) その他発達障害のある人の支援の充実に必要な事項に関すること

(組織)

第3条 地域協議会は、次に掲げる者のうちから、県知事が委嘱又は任命する委員をもって組織する。

- (1) 医療、保健、福祉、教育、労働等の関係部局及び機関の職員
 - (2) 学校関係者
 - (3) 岡山県医師会所属の医師
 - (4) おかやま発達障害者支援センターの職員
 - (5) 学識経験者
 - (6) 親の会代表
 - (7) その他知事が適当と認める者
- 2 地域協議会の委員は、岡山県教育委員会が設置する広域特別支援連携協議会（以下「連携協議会」という。）の委員を兼務する。
- 3 地域協議会に専門的事項に関する調査研究を行わせるため、必要に応じて幹事会を置く。

(委員長)

第4条 地域協議会に、委員長を1名を置き、委員長は委員の互選により定める。

- 2 委員長は、地域協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員は、委員長の命を受け、地域協議会の業務を処理する。

(会議)

第5条 地域協議会は、連携協議会と共同し、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、地域協議会に委員以外の関係者等を招き、意見聴取等を行うことができる。

(事務局)

第6条 地域協議会の事務局は、岡山県保健福祉部障害福祉課に置く。

- 2 地域協議会の庶務は、事務局において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、地域協議会の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

岡山県広域特別支援連携協議会設置要綱

(設 置)

第1条 医療、保健、福祉、労働、消費生活、警察、教育等の関係部局・機関、大学、医師会及び親の会（以下「関係機関等」という。）が、相互の連携を図り、障害のある児童生徒に対し、総合的な教育的支援を実施するため、岡山県広域特別支援連携協議会（以下「連携協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 連携協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 県内の支援地域（障害のある児童生徒等にニーズに応じて必要な教育的支援を適切に提供するために岡山県教育委員会が想定する地域をいう。）の範囲に関すること。
- (2) 就学前（小学校又は特別支援学校の小学部就学前までの段階）からの障害のある幼児及びその保護者等に対する教育相談の充実に向けた関係機関等の連携に関すること。
- (3) 就学中（小・中学校、高等学校又は特別支援学校に就学している段階）の適切な教育的支援の実施に向けた関係機関等の連携に関すること。
- (4) 就学中から卒業後の社会生活への円滑な移行に向けた関係機関等の連携に関すること。
- (5) 障害のある児童生徒等に関わる人材の育成に関すること。
- (6) その他関係機関等相互の情報の共有化に関すること。

(組 織)

第3条 連携協議会は、次に掲げる者のうちから、岡山県教育委員会教育長が委嘱又は任命する委員をもって組織する。

- (1) 医療、保健、福祉、労働、消費生活、警察、教育の関係部局及び機関の職員
 - (2) 学校関係者
 - (3) 岡山県医師会所属の医師
 - (4) おかやま発達障害者支援センターの職員
 - (5) 学識経験者
 - (6) 親の会代表
 - (7) その他岡山県教育委員会教育長が適当と認める者
- 2 連携協議会の委員は、岡山県発達障害者支援地域協議会（以下「地域協議会」という。）の委員を兼務する。

- 3 連携協議会に専門的事項に関する調査研究を行わせるため、必要に応じて幹事会を置く。

(委員長)

第4条 連携協議会に、委員長1名を置き、委員長は委員の互選により定める。

- 2 委員長は、連携協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員は、委員長の命を受け、連携協議会の業務を処理する。

(会議)

第5条 連携協議会は、地域協議会と共同して開催し、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、連携協議会に委員以外の関係者等を招き、意見聴取等を行うことができる。

(事務局)

第6条 連携協議会の事務局は、岡山県教育庁特別支援教育課に置く。

- 2 連携協議会の庶務は、事務局において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連携協議会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年8月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年8月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年11月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年6月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年6月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年8月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

岡山県広域特別支援連携協議会・岡山県発達障害者支援地域協議会の公開に係る取り扱い

岡山県広域特別支援連携協議会及び岡山県発達障害者支援地域協議会（以下「協議会」という。）の公開に関しては、岡山県広域特別支援連携協議会設置要綱（平成16年8月26日）及び岡山県発達障害者支援地域協議会設置要綱（平成29年4月1日）に定めるもののほか、この取扱いによるものとする。

1 公開基準

以下の各号に該当すると委員が認めるときは、理由を付して、その全部又は一部を非公開とする。一括または会議ごとに公開・非公開を決定する。

- (1) 岡山県行政情報公開条例（平成8年岡山県条例第8号）第7条各号の規定に該当すると認められる場合
- (2) 協議会を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合

2 公開の方法

傍聴希望者に会議の傍聴を認めることにより行うものとし、傍聴者の定員、資料提供の方法等については、協議会で決定する。

3 会議の開催周知

協議会の開催日の遅くとも1週間前までに以下の事項を岡山県のホームページに掲載することにより行う。

ただし、会議の開催を周知することにより会議の公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずる場合、又は緊急な会議の開催等やむを得ない場合はこの限りでない。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 議題
- (3) 公開又は非公開（一部非公開を含む）の別及び非公開の理由
- (4) 傍聴を認める者の定員及び傍聴手続
- (5) 問い合わせ先

4 会議資料及び議事録の公開

- (1) 原則として岡山県のホームページに掲載する。なお、発言委員の氏名は記載しないものとする。
- (2) 上記「1 公開基準」の各号に該当する場合であって、委員が公表することが適当でないと認めるときはこの限りでない。

岡山県かかりつけ医等発達障害対応力向上研修について

1 目的

この研修は、発達障害のある人のライフステージを通じた支援における医療の重要性に鑑み、身近に相談を受け診療を行う、かかりつけ医等の医療従事者及び医療と連携して支援に関わる保健・福祉等の関係分野の支援者を対象に、国（国立精神・神経医療研究センター）の最新の研修内容を踏まえて、発達障害に関する対応力の向上のための研修を実施することにより、県域における医療を基盤とした発達障害のある人の支援体制の整備に資することを目的として平成28年度から実施している。

2 実施主体

岡山県（実施機関：地方独立行政法人岡山県精神科医療センター）

3 受講対象者

岡山県内で勤務（開業を含む）する、かかりつけ医等の医療従事者及び保健・福祉等の関係分野の支援者

4 実施状況（平成28年度～）

年3回程度実施

・平成30年度

第1回 発達障害支援医学研修 (10/19、岡山市内)

第2回 発達障害地域包括支援研修：早期支援 (1/6 予定、岡山市内)

第3回 発達障害地域包括支援研修：精神保健・精神医療

(2/17 予定、岡山市内)

修了者数

医師 : 延251名 (実数134名)

その他の職種 : 延987名

計 : 1,271名

【生き活き指標】

発達障害について身近に相談 できるかかりつけ医の数	平成32年度末 目標 150人
------------------------------	--------------------

5 考えられる主な課題

- ・参加した医師の勤務地に地域的な偏在がある。(特に、県北地域の参加が少ない。)
- ・座学中心の研修となっているが、事例検討などを盛り込む必要はないか。
- ・研修の効果（専門医とかかりつけ医との連携等）の把握をどのように進めるべきか。

岡山県かかりつけ医等発達障害対応力向上研修の実施状況

年度	回	内容	講師
H28	第1回	発達障害早期総合支援研修	
		1 国・県の発達障害者施策について	
		2 発達障害のある児の発達の道筋	国立精神・神経医療研究センター 神尾陽子先生
		3 乳幼児の対人コミュニケーション行動のアセスメント	国立精神・神経医療研究センター 神尾陽子先生
		4 地域の特性の応じた発達支援のあり方	まな星クリニック 中島洋子先生
		5 発達支援(地域支援)	岡山市発達障害者支援センター 壺内昌子先生
		6 発達支援(子ども支援・家族支援)	岡山県精神科医療センター 池田伸先生
	第2回	発達障害精神医療研修(学童期)	
		1 発達障害児の学齢期の支援	なのはなクリニック 笹野京子先生
		2 発達障害児への特別支援教育／合理的配慮の基本	県教育庁特別支援教育課 金島久美子
		3 発達障害児の併存症の見立てと対応	岡山県精神科医療センター 大重耕三先生
		4 発達障害児の学童期・思春期の行動上の問題とその対策	長崎大学病院地域連携児童思春期精神医学診療部教授 今村明先生
	第3回	発達障害支援医学研修(思春期・青年期)	
		1 自閉スペクトラム症・ADHDの思春期・成年期の支援	岡山県精神科医療センター 来住由樹先生
2 発達障害者支援センターの機能と就労準備支援		おかやま発達障害者支援センター 池内豊	
3 ネット依存症の診断と支援		国立病院機構久里浜医療センター 中山秀樹先生	
4 学習障害の診断と具体的な支援		岡山大学病院小児神経科講師 岡牧郎先生	

年度	回	内 容	講 師
H29	第1回	発達障害早期支援研修	
		1 ライフステージ支援の重要性:成人期に繋がる早期支援の現状	岡山市発達障害者支援センター 壺内昌子先生
		2 自閉スペクトラム症の発達の道筋:成人期をみとおして	国立精神・神経医療研究センター 神尾陽子先生
	第2回	発達障害精神医療研修	
		1 自閉スペクトラム症と心理発達評価:WISC、PARS検査から自閉スペクトラム症の特性を読み解く	北海道大学大学院教育学研究院教授 安達潤先生
		2 発達障害に関連した睡眠障害について	愛媛大学医学部附属病院子どものこころセンター長 堀内史枝先生
	第3回	発達障害支援医学研修	
		1 発達障害への包括的支援:早期介入から思春期まで	まな星クリニック 中島洋子先生
		2 自閉スペクトラム症・ADHDの思春期・青年期の発達支援	岡山県精神科医療センター 耕野敏樹先生
	H30	第1回	発達障害支援医学研修
1 自閉スペクトラム症の併存症の評価と治療			医療法人社団東京愛成会高月病院 石飛信先生
2 発達性協調運動障害(DCD) ～発達障害への身体生からのアプローチ～			武庫川女子大学教育研究所教授 中井昭夫先生
第2回		発達障害地域包括支援研修:早期支援	
		1 自閉症スペクトラムの早期兆候のアセスメント	国立精神・神経医療研究センター 原口英之先生
第3回		発達障害地域包括支援研修:精神保健・精神医療(計画中)	
		2 医療機関における早期からの保護者支援 ～保護者おふたりの経験をうかがいながら～	まな星クリニック 井上悠里先生

岡山県かかりつけ医等発達障害対応力向上研修修了者数

(単位:人)

年度	回(テーマ)	医師		※ その他の職種	計
		修了者数	内 新規	修了者数	
2016 (H28)	第1回(早期支援)	47	47	130	177
	第2回(学齢期)	48	20	149	197
	第3回(青年期)	37	16	156	193
	小計	132	83	435	567
2017 (H29)	第1回(早期支援)	37	19	143	180
	第2回(精神医療)	42	5	117	159
	第3回(医学)	40	17	148	188
	小計	119	41	408	527
2018 (H30)	第1回(医学)	33	10	144	177
	第2回(早期支援)				
	第3回(精神医療)				
	小計	33	10	144	177
	計	284	134	987	1,271

※その他 臨床心理士、言語聴覚士、作業療法士、保健師、看護師、助産師、保育士
精神保健福祉士、社会福祉士、スクールカウンセラー 他

かかりつけ医等発達障害対応力研修修了者(医師)の内訳

主な診療科

(単位:人)

主な診療科	修了者数
精神科	33
児童精神科	6
心療内科	3
小児神経科	4
内科	32
小児科	32
その他	24
計	134

勤務(開業を含む。)する医療機関の所在地

(単位:人)

H30.11.1現在

所在地	修了者数	(参考) 標榜医療機関数
岡山市北区	64	31
岡山市中区	6	3
岡山市東区	5	1
岡山市南区	8	9
倉敷市	15	21
津山市	8	4
玉野市		4
笠岡市	1	3
井原市	2	
総社市	3	2
高梁市	1	2
新見市		1
備前市		1
瀬戸内市	5	1
赤磐市	2	
真庭市	4	3
美作市	2	
浅口市	1	1
和気町	2	
早島町	1	1
里庄町	1	1
矢掛町		
新庄村		
鏡野町		1
勝央町		
奈義町		1
西粟倉村		
久米南町		
美咲町		
吉備中央町		
県外	3	
計	134	91

おかやま医療情報ネット(岡山県救急医療情報システム)において対応できる
診療内容を「発達障害(自閉症、学習障害等)」としている医療機関

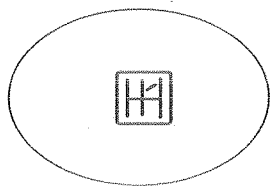
(行政・郵便番号順、2018.11.1現在)

通し 番号	医療機関通称	所在地	関連する標榜診療科		
			精神科	神経内科	小児科
1	医療法人 豊仁会 まな星クリニック	岡山市北区伊島町2-1-32	○		
2	やましたメンタルクリニック	岡山市北区駅前町1丁目2番15号	○	○	
3	大野はぐくみクリニック	岡山市北区奉還町1-2-11	○		○
4	たかたクリニック	岡山市北区奉還町1丁目12-15	○		
5	河田病院	岡山市北区富町2丁目15番21号	○	○	
6	日笠クリニック	岡山市北区昭和町14番32号	○	○	
7	みなおクリニック	岡山市北区野殿東町1-35	○		
8	医療法人万成病院	岡山市北区谷万成1-6-5	○		
9	すずらんクリニック	岡山市北区北方二丁目8-25	○		
10	たなかクリニック	岡山市北区本町5番20号	○		
11	なかのクリニック	岡山市北区幸町4-12	○		
12	東洋クリニック	岡山市北区下石井1-1-1	○	○	○
13	HIKARI CLINIC	岡山市北区下石井2-1-18	○		
14	みのクリニック	岡山市北区下石井1-1-1	○		
15	一般財団法人淳風会大供クリニック	岡山市北区大供2-3-1	○		
16	岡山県精神科医療センター	岡山市北区鹿田本町3番16号	○		
17	メンタルケアスペース棲合診療所	岡山市北区西之町9-116	○		
18	東古松サント診療所	岡山市北区東古松4丁目9番24号	○		
19	なのはなクリニック	岡山市北区田中182-103	○		
20	ほしあい心療内科	岡山市北区今2丁目7-1	○		
21	メンタルセンター岡山	岡山市北区厚生町三丁目3番1号	○		
22	LEEクリニック	岡山市北区厚生町1丁目2-6	○		
23	川崎医科大学総合医療センター	岡山市北区中山下二丁目6番1号	○		○
24	岡山済生会総合病院	岡山市北区国体町2番25号	○	○	○
25	岡山市こころの健康センター	岡山市北区鹿田町1-1-1	○		
26	岡山大学病院	岡山市北区鹿田町二丁目5番1号	○	○	○
27	撫川クリニック	岡山市北区撫川1470			○
28	独立行政法人国立病院機構岡山医療センター	岡山市北区田益1711-1	○	○	○
29	旭川荘療育・医療センター	岡山市北区祇園866	○		○
30	山中医院	岡山市北区御津野々口378番地5			○
31	こまごえ医院	岡山市北区御津宇垣1561			○
32	医療法人社団良友会 山陽病院	岡山市中区藤崎465	○	○	
33	医療法人たかはしクリニック	岡山市中区湊491番地の2	○	○	
34	林精神科神経科病院	岡山市中区浜472番地	○		
35	せとメンタルクリニック	岡山市東区瀬戸町瀬戸410-1	○		
36	重井医学研究所附属病院	岡山市南区山田2117			○
37	あいの里クリニック	岡山市南区大福950-6	○	○	○
38	三宅医院	岡山市南区大福369-8	○		○
39	クマノミ診療所	岡山市南区中畦440-2	○		
40	ゆくり医院	岡山市南区浦安南町127-3	○		
41	医療法人 岡内科医院	岡山市南区浦安本町88番地7			○
42	労働者健康安全機構 岡山ろうさい病院	岡山市南区築港緑町1丁目10番25号	○		○
43	慈圭病院	岡山市南区浦安本町100番の2地	○		
44	渡辺医院	岡山市南区彦崎2869-8			○

通し 番号	医療機関通称	所在地	関連する標榜診療科		
			精神科	神経内科	小児科
45	川崎医科大学附属病院	倉敷市松島577番地	○	○	○
46	こころクリニック	倉敷市生坂2257-1	○		
47	倉敷神経科病院	倉敷市浅原400番地	○		
48	楯築診療所	倉敷市中庄3206-5	○		
49	倉敷スイートホスピタル	倉敷市中庄3542番1		○	○
50	わに診療所	倉敷市新田2513-26	○		
51	クリニックソフィア	倉敷市昭和2-2-44	○		
52	まくらぎクリニック	倉敷市阿知1-8-10	○		
53	医療生協コープくらしき診療所	倉敷市宮前384-1			○
54	倉敷成人病クリニック	倉敷市白楽町250番地1			○
55	まきび病院	倉敷市真備町箭田2387	○		
56	倉敷成人病センター	倉敷市白楽町250			○
57	倉敷中央病院	倉敷市美和1-1-1	○	○	○
58	西原医院	倉敷市児島下の町1-11-14			○
59	味野医院	倉敷市児島駅前1-103	○		
60	倉敷リバーサイド病院	倉敷市鶴の浦2-6-11		○	○
61	白髪胃腸科内科小児科	倉敷市北畝2-10-20			○
62	水島中央病院	倉敷市水島青葉町4番5号		○	○
63	尾上整形外科医院	倉敷市玉島1-8-58	○		
64	いなだ医院	倉敷市玉島柏島920-106			○
65	山岡医院	倉敷市玉島勇崎996-6			○
66	かたやま小児科クリニック	津山市山北763-19	○		○
67	希望ヶ丘ホスピタル	津山市田町115	○		
68	こうやまクリニック	津山市河辺931-8	○		
69	積善病院	津山市一方140	○		
70	医療法人のうの小児科医院	玉野市田井5-24-35	○	○	○
71	医療法人 春洋会 青井医院	玉野市宇野2丁目32-7	○		
72	河口医院	玉野市宇野5-1-1	○		
73	由良病院	玉野市深井町11-13	○	○	
74	ももの里病院	笠岡市園井2263	○		
75	笠岡市立市民病院	笠岡市笠岡5628-1			○
76	笠岡えきまえクリニック	笠岡市中央町28-1	○		
77	こころ診療所	総社市中央6-15-108	○		
78	医療法人清音クリニック	総社市清音三因606-1			○
79	医療法人昌陽会藤本診療所	高梁市松原通2113			○
80	こころの医療 たいようの丘ホスピタル	高梁市落合町阿部2200	○		
81	こころの医療 新見	新見市高尾2488-13	○		
82	備前市立吉永病院	備前市吉永町吉永中563-4	○	○	○
83	医療法人 もろおかクリニック	瀬戸内市邑久町北島492-1			○
84	医療法人社団 井口会 向陽台病院	真庭市上市瀬368番地	○		
85	内科・小児科 本山医院	真庭市下方1226-1			○
86	落合病院	真庭市落合垂水251番地			○
87	ジュンクリニック	浅口市金光町占見新田682-7	○	○	
88	南岡山医療センター	都窪郡早島町早島4066番地		○	○
89	医療法人萌生会 国定病院	浅口郡里庄町大字浜中93-141	○		
90	鏡野病院	苫田郡鏡野町寺元365			○
91	奈義ファミリークリニック	勝田郡奈義町豊沢292-1			○

かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業

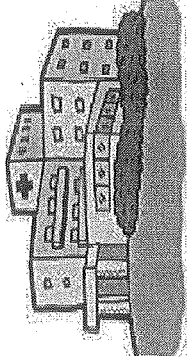
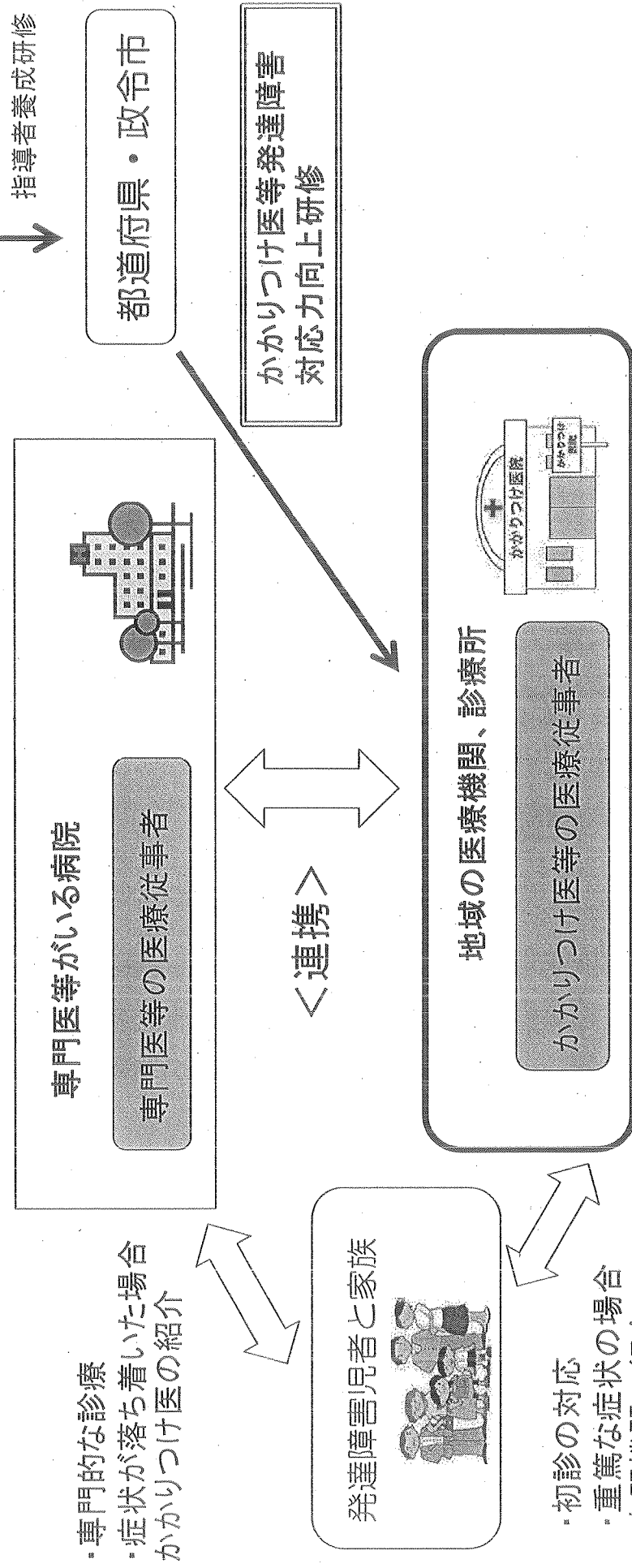
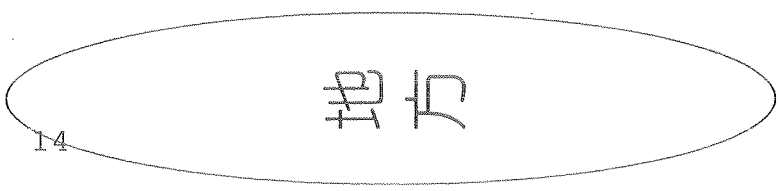
かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業は、発達障害における早期発見・早期治療の重要性に鑑み、最初に相談を受け、又は診療することの多い小児科医などのかかりつけ医等の医療従事者に対して、発達障害に関する国の研修内容に踏まえただ対応力向上研修を実施し、どの地域においても一定水準の発達障害の診療、対応を可能とし、早期発見・早期対応の推進を図る。



国立精神・神経医療研究センター

【指導者養成研修】(国の研修)

- ・発達障害早期総合支援研修
- ・発達障害精神医療研修
- ・発達障害支援医学研修

写

障発 0330 第 16 号
平成 28 年 3 月 30 日
障発 0409 第 10 号
平成 30 年 4 月 9 日

一部改正

各 都道府県知事 殿
指定都市市長

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業の実施について

発達障害の早期発見・早期支援の重要性に鑑み、発達障害者等が日頃より受診する診療所の主治医等の医療従事者等に対して、発達障害に関する国の研修内容を踏まえた研修を実施し、どの地域においても一定水準の発達障害への対応を可能とすることを目的として、別紙のとおり実施要綱を定め、平成 28 年 4 月 1 日より適用することとしたので通知する。

各都道府県・指定都市におかれては、関係団体等と連携の下、各地域における早期発見・早期支援のための体制整備及び適切な事業実施にご協力願いたい。

(別紙)

かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業実施要綱

(1) 目的

発達障害の早期発見・早期支援の重要性に鑑み、発達障害者等が日頃より受診する診療所の主治医等の医療従事者等に対して、発達障害に関する国の研修（国立精神・神経医療研究センターで実施している「発達障害早期総合支援研修」、「発達障害精神医療研修」、「発達障害支援医学研修」をいう。以下同じ。）の内容を踏まえた研修を実施し、どの地域においても一定水準の発達障害への対応を可能とすることを目的とする。

(2) 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県及び指定都市とする。ただし、事業運営の一部を適切な事業運営が確保できると認められる関係団体等に委託することができるものとする。

(3) 研修対象者

各都道府県及び指定都市管内で勤務（開業を含む）する医療従事者等とする。

(4) 研修内容

研修受講者に対し、国の研修内容に基づき、発達障害支援に携わるものとして必要で適切な発達障害に関する診療の知識・技術などの修得に資する内容とする。また、研修内容については、国の研修で使用されているテキストの内容に基づいたものとする。

その際、国で実施した「発達障害地域包括支援研修：早期支援」、「発達障害地域包括支援研修：精神保健・精神医療」、「発達障害支援医学研修」を踏まえた、研修を異なる圏域で実施するなど工夫するものとする。なお、地域の実情に応じて複数の研修内容を合わせて実施することや単独の研修内容のみで実施することもできるものとする。

(5) 受講の手続き等

実施主体又は研修実施受託団体の募集要綱に基づくものとする。

(6) 修了証書等の交付等

ア 実施主体の長は、研修修了者に対し、別途定める様式1の例を参考に修了証書を交付することができる。

イ 実施主体の長は、研修修了者について、修了年月日、医療機関等の名称、職種、氏名、対応する国の研修名等の事項を記入した名簿を作成し、管理するものとする。なお、医師とその他の職種で名簿を分けて作成するものとする。

ウ 実施主体の長は、研修修了者の情報について、各都道府県医師会及び指定都市医師会と連携し、研修修了者の同意を得た上で、研修修了者のリスト等を作成・更新し、各市町村や発達障害者支援センター等に配布するなど、地

域の発達障害医療体制の推進並びに管内の発達障害者及びその家族等の受診の利便性に資するものとする。

(7) 個人情報の保護

事業に携わる者は、事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならないものとする。また、事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。

なお、本事業を実施する都道府県及び指定都市が、事業の全部又は一部を委託する場合は、個人情報の保護を十分に遵守させるように指導しなければならない。

(8) その他

ア 実施主体の長は、本事業の実施に当たっては本事業の研修の講師を国立精神・神経医療研究センターの研修受講者が担う等、国立精神・神経医療研究センターの研修受講者の協力の下に行うものとし、本事業の実施を関係団体等に委託する場合には、当該団体と緊密に連携するものとする。

イ 実施主体の長は、研修受講者の募集に当たっては、各都道府県・指定都市医師会を通じ、郡市医師会の協力を得て行うものとする。

(9) 経費の補助

国は、本事業に要する経費について、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。

(様式1)

(例)

第 (名簿とリンクさせる) 号

修 了 証 書

氏 名

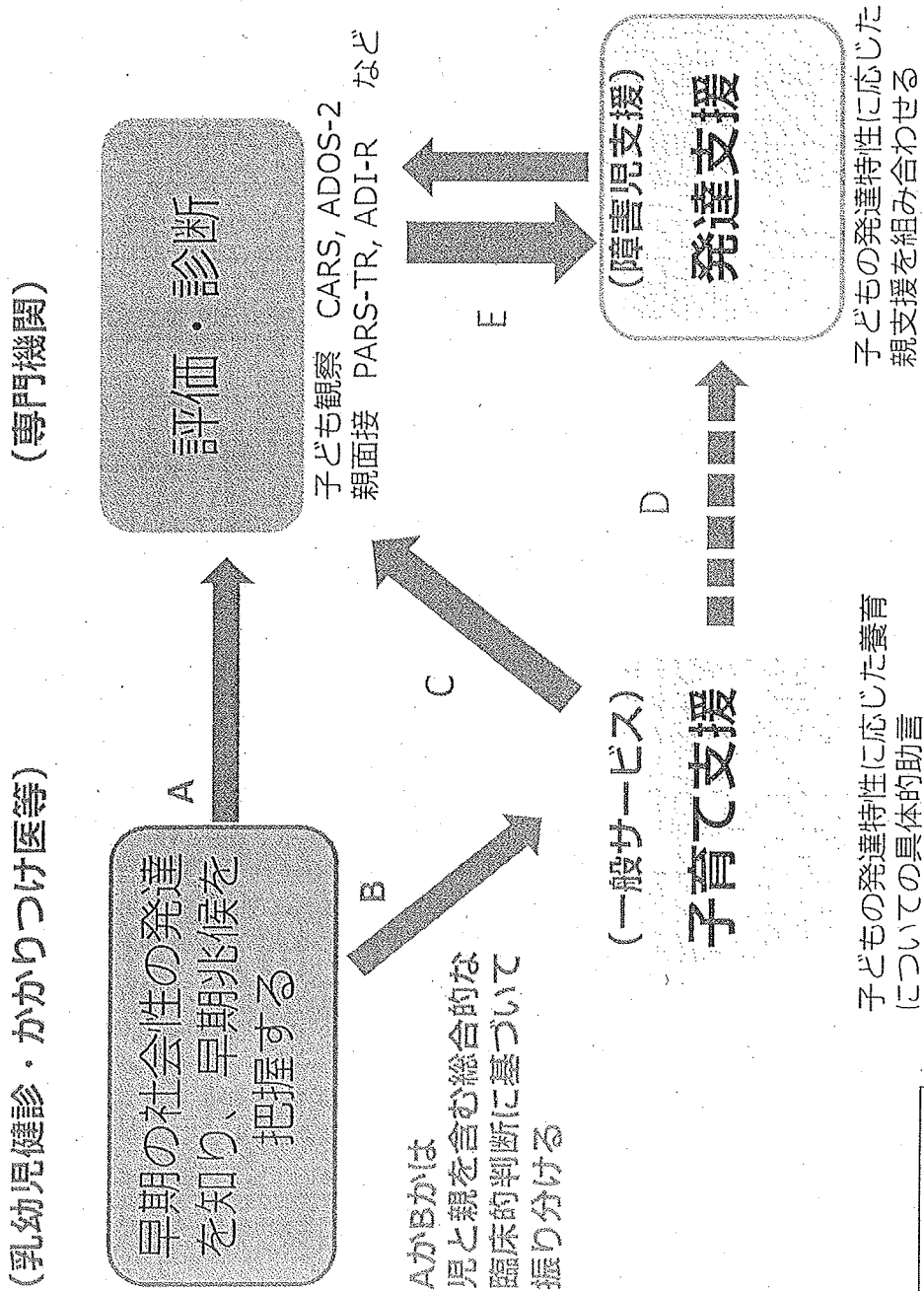
あなたは(自治体名)が実施した発達障害かかりつけ医等対応力向上研修を修了したことを証します

平成 年 月 日

実施主体の長など

○ ○ ○ ○

診断に至るまでの 地域での発達支援

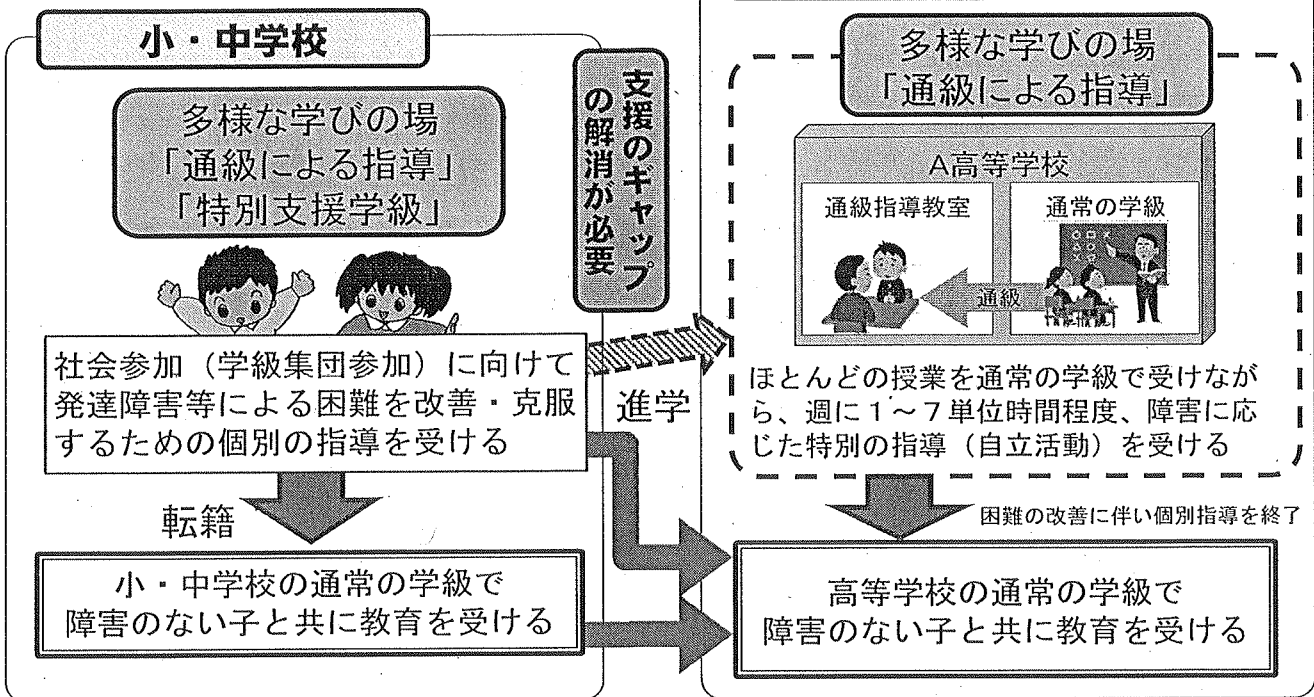


国立精神・神経医療研究センター
「かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業」
・第13回発達障害地域包括支援研修（早期支援）資料
（平成30年7月25～26日開催）

高等学校における通級による指導について

制度化の背景

インクルーシブ教育システムの構築



※特別支援学校の就学基準について

※高等支援学校や特別支援学校高等部知的障害部門に入学する基準は「知的障害があること」が前提となるため、知的な遅れがない発達障害等のある生徒は入学できない。
→高等学校等において必要な支援を受けながら学んでいくことになる。

指導の具体例

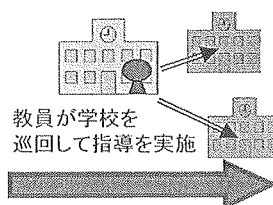
岡山御津高等学校における研究（H26～H29）に基づく自立活動指導の具体例

	背景にある困難	特別の教育課程	指導内容	指導の効果
生徒A	コミュニケーションの障害があり、他者の意図を推し量ることができない	2年次自立活動 2単位 70単位時間 「キャリア活動」 卒業単位に代替する	相手の言葉の真意をくみ取るコミュニケーションスキル等の指導	話し言葉と書き言葉を区別できるようになった。謙遜の表現を理解できるようになってきた。
生徒B	学力は高いが、自閉症により対人関係に課題があり、不登校傾向を示す	1年次自立活動 2単位 70単位時間 「ソーシャルスキルアップ」 卒業単位とは別に加える	障害特性に関する自己理解や、ストレスマネジメント、援助を受けるスキル等の指導	集団に自分から入ろうとする姿がみられた。欠席、欠課が減少してきた。
生徒C	LD（学習障害）により読字に課題があり、学力不振を示す	2年次自立活動 2単位 70単位時間 「キャリア活動」 卒業単位に代替する	ノートテイクや、指示語の理解など、授業や実習で必要なスキル等の指導	授業へ意欲的に参加するようになった。自分の意見の発表に慣れてきた。

平成30年度

- 平成29年10月3日付け教特指246号にて、通級による指導実施要綱を策定
- 玉野市が市立定時制高等学校で実施

平成30年度、県立岡山御津高等学校、鴨方高等学校、勝間田高等学校及び玉野市立玉野備南高等学校で、巡回指導を含む自校通級を開始



可能な範囲で巡回指導の対象校を拡大して取り組み
H32年度末に成果を検証

